

## 平成25年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 平成25年3月15日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成25年3月15日 午後1時48分 委員長宣告

### 4. 審査事項

#### 審査事件名

議案第29号 可児市知的障がい者通所授産施設の設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

議案第32号 可児市・御嵩町認定審査会共同設置規約の変更について

#### 協議事項

- 1) (仮称)可児市子ども・子育て会議設置条例の制定について
- 2) 可児市国民健康保険税条例の一部改正について
- 3) (仮称)可児市豊蔵資料館の設置及び管理に関する条例の制定について

#### 事前通告質問

- 1) 高齢者に対する肺炎球菌ワクチン接種の取り組みについて

#### その他

### 5. 出席委員 (7名)

委員長	佐伯哲也	副委員長	山口正博
委員	亀谷光	委員	山根一男
委員	野呂和久	委員	川合敏己
委員	出口忠雄		

### 6. 欠席委員 なし

### 7. 説明のため出席した者の職氏名

教育長	大杉一郎	健康福祉部長	尾石吉平
教育委員会事務局長	籠橋義朗	健康福祉部次長	吉田隆司
子ども課長	酒向博英	高齢福祉課長	安藤千秋
健康増進課長	小池百合子	国保年金課長	大澤勇雄
子ども発達支援センター くれよん所長	井上さよ子	教育総務課長	山本和美
学校教育課長	大野伴和	教育文化財課長	山口功
郷土歴史館長	亀谷泰隆	学校給食 センター所長	渡辺哲雄

8 . 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 橋 勇 司	議 会 事 務 局 長	松 倉 良 典
議 会 事 務 局 記 書	柴 田 正 志	議 会 事 務 局 記 書	上 田 都

開会 午後1時48分

委員長（佐伯哲也君） それでは、予定時刻よりも若干早いですが、全員お集まりのようなので、ただいまから教育福祉委員会を開催いたします。

本日はまた朝から予算決算委員会がありまして、所管の委員会のところがあったわけですが、委員の皆さんからも闊達な意見が出て非常によかったのではないかなと思います。

それでは早速始めさせていただきます。まず初めに、教育長より御挨拶をお願いいたします。

教育長（大杉一郎君） 改めまして、こんにちは。

本日は健康福祉部のほうで条例の改正、それから教育委員会事務局のほうの協議事項等ありますので、慎重審査をお願いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

それから、今、3月でございますので、学校のほうでは卒業式、せんだっても中学校の卒業式に参加いただきまして、本当に厚くお礼を申し上げます。無事、中学校の生徒たちは卒業できて、今ちょうど公立高校の試験の、今、発表待ちということで進路に向けております。そしてまた4月になりますと、また入学式等、皆さん方には御配慮いただきますので、大変お忙しい中申しわけないですが、学校行事等、それから福祉の行事等、心遣いをいただきたいということをお願いしまして挨拶とします。よろしく申し上げます。

委員長（佐伯哲也君） 毎回のことですが、発言をされる方は委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのボタンを押して発言をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

まず、議案第29号 可児市知的障がい者通所授産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉部次長（吉田隆司君） それでは、資料番号1の議案書の25ページから及び資料番号6の議案説明書の3ページでございます。その2つの資料をごらんください。

議案第29号についてでございますけれども、まず改正の趣旨でございますが、当条例につきましては、ふれあいの里可児作業所の設置及び管理に関する条例となりますけれども、障害者自立支援法の改正等により改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、以下3点ございまして、題名及び第1条から11条にありますけれども、授産施設という文言から授産という文言を削除しまして、施設というふうに変えるということでございます。こちらにつきましては、平成18年4月1日に障害者自立支援法が施行となり、障害福祉サービスの体系がサービス機能に応じた体系となりました。旧体系では身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法等に授産施設という言葉がありましたけれども、障害者自立支援法に変わったときに授産施設という文言がなくなりましたので、法体系にあわせて条例から削除するというところでございます。ただ、授産施設というこの用語そのものは社会福祉法上には残っておりまして、一般的には通じるということで、使っていて間違いとかそういうことではございませんけれども、よりわかりやすくするため

に今回授産という言葉を削除するというものでございます。

次に2点目でございます。第2条でございます。こちらにつきましては、障害者自立支援法が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律ということに変わったことによりまして、法律名を変えるというものでございます。

続きまして3点目でございます。こちらは、資料番号1の27ページでございますけれども、こちらの第10条でございます。ごらんください。こちらは利用料についての規定でございます。介護給付費及び訓練等給付費の算定方法が、応益負担から応能負担へ改められたということに伴うという改正でございます。条文そのものは非常にわかりにくいですが、27ページの改正前の第10条第1項、この利用料なんですけれども、厚生労働大臣が定める費用、いわゆる報酬単価というのが厚生労働大臣が示す規定でありますけれども、それから介護給付費または訓練等給付費を控除した額。これは100分の90というのが介護給付費とか訓練給付費となりますので、それを控除した額ということで、すなわち報酬の中の1割が利用料であると。これが前々から言われた1割負担ということになりますので、応益負担、誰でも1割を負担しなければならないということがここに書かれておりまして、第2項のほうでは、この利用料につきましては、所得に応じて月額の上限額を設けておるということでございまして、月額の上限額というのは生活保護世帯、市町村民税非課税世帯はゼロ円、市町村民税課税世帯で所得割が28万円未満の場合は4,600円、その他は3万7,200円というのが定められているんですけれども、そういうことが第1項で1割負担、第2項で上限というのが定められておりました。これはいわゆる応益負担という考え方です。

改正後につきましては、この第1項2項が1つになりまして、利用料につきましては所得に応じた月額上限額というふうになりますけれども、上限額に満たない場合は1割負担となるということで、これは応能負担という考え方になるんですけれども、非常に条文上わかりにくいですが、いわゆる応益負担から応能負担になったというところを書き変えたのが、この第10条ということになります。

なお、今回の改正に当たってですけれども、今3点申し上げましたけれども、利用者にとって変更となるということはありません。現実的に今、利用料は、負担してみえる方はゼロ円の方が全てです。人数は今34名の方が御利用されてみえますけれども、全員の方が利用料ゼロ円ということですので、変更になることはありません。

それから施行日ですけれども、平成25年4月1日ということで決めさせていただいております。説明は以上でございます。

委員長（佐伯哲也君） ありがとうございます。

それでは、これより議案第29号に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第29号 可児市知的障がい者通所授産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第29号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号 可児市・御嵩町認定審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

高齢福祉課長（安藤千秋君） 資料ナンバー1の議案書の31ページをごらんください。提出議案説明書につきましては4ページに記載がございます。

可児市・御嵩町認定審査会共同設置規約の変更について、資料ナンバー1の議案書の31ページで御説明いたします。

介護保険の審査判定業務につきましては、可児市と御嵩町で共同で行っております。その関係で、規約の改正を行うものでございます。改正内容としましては、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に変更されたため、規約の第1条及び第3条の法律名を新しい法律名に改正するものでございます。

施行日は平成25年4月1日でございます。以上です。

委員長（佐伯哲也君） それでは、この件に関しまして質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

質疑もないようですので、続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第32号 可児市・御嵩町認定審査会共同設置規約の変更についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第32号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

続きまして、協議事項の1つ目、(仮称)可児市子ども・子育て会議設置条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

こども課長(酒向博英君) よろしく願いいたします。

お手元の資料1をお願いいたします。6月議会に上程予定の条例について、御説明を申し上げます。

議会運営委員会の報告の時点では、子ども・子育て会議設置条例というふうにしておりましたが、設置を抜き、子ども・子育て会議条例としておりますので、御了承をお願いいたします。

この条例につきましては、平成24年8月に成立しました「子ども・子育て関連3法」、これによりまして、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するための子ども・子育て支援新制度が、平成27年度から始まる予定となっております。この新制度の中におきまして、この「子ども・子育て会議」は、市が策定します「子ども・子育て支援事業計画」への子育て当事者等の意見の反映を初め、子ども・子育て支援施策を地域の家庭の実情を踏まえて実施することを担保する上で重要な役割を果たすというふうにされております。

子ども・子育て支援法におきましては、市町村の条例で定めるところにより、当会議を置くよう努めるものとされています。また、会議の組織、運営に関し必要な事項は条例で定めるものとされています。

一番下に参考ということで、子ども・子育て支援法の抜粋を載せております。第77条第1項におきまして、市町村は条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとするという、これが設置の根拠となります。これに基づきまして、本市においてもこの会議の重要性を踏まえまして、この会議を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を条例で定めるものでございます。

条例の主な制定の内容でございますが、これは一般的な会議の設置条例ということになります。主なものとしましては、会議の設置について、趣旨等でございます。

それから、所掌事務について。この所掌事務につきましては、下の子ども・子育て支援法に第77条第1項の1号から4号まで書いてございますが、これを含むものになるということでございます。

それから委員の委嘱、任期について、会長の選任について、会議の招集について等の内容を入れた条例を6月議会に上程したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

委員長(佐伯哲也君) それでは、この件に関しまして、質疑を行います。

副委員長(山口正博君) 丸の2つ目の2行目の後段からです。子ども・子育て支援施策を地域の家庭の実情を踏まえて実施することを担保する上で重要な役割を果たすと書いてあり

ますが、この地域の家庭の実情というのは、その地域全体の家庭のことを言っておるのか、それとも個々の家庭のことを言っておるのか、どういう解釈をすればよいでしょうか。

こども課長（酒向博英君） この子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たりましては、可児市全体の子育て世代の保護者を対象としたアンケート調査を実施いたします。そうしたアンケート調査の結果を踏まえることが、この地域の家庭の実情を踏まえるということに該当するというふうに考えております。

委員長（佐伯哲也君） ほかにございませんか。

委員（山根一男君） この子ども・子育て会議は審議会みたいなものでしょうか。どういう形でこの趣旨を満足できるかという形での、今のところのたたき台的な構想等がありましたら、お聞かせいただきたいんです。要するにどういう方がこれをやられるかということですね。お願いします。

こども課長（酒向博英君） この子ども・子育て会議につきましては、国のほうでもこうした会議が設置される予定でございます。そうした中で、この会議のメンバーには実際に子育てを行っている市民、それから保育園、幼稚園を経営している立場の方、それから子ども・子育てに見識を有する方、そうした幅広い方の参加をいただいて、この会議の委員を構成すると、そういうことになろうかと思えます。

委員（山根一男君） 公募の予定は今のところありますか。

こども課長（酒向博英君） 今、市が設置する審議会、委員会等については、特定の理由がある場合を除き、公募という形をとっておりますので、この会議におきましても、現在のところは公募する方向も含めて検討していきたいと思っております。

委員（山根一男君） その特定の理由がどういうことか、ここではいいですけども、ぜひ一度この趣旨に鑑み、より多くの市民、そしてこの可児市にとっても子育て、非常に大事なテーマになっておりますので、多くの方に知らしめるということと、その周知するためにも公募をひとつ考えていただくことを一応意見として言います。お願いします。

委員長（佐伯哲也君） ほかにございますでしょうか。

委員（出口忠雄君） 1つ教えていただきたいんですけど、条例の主な制定内容というところで、委員の委嘱について、この委員という対象の方はどのような方を今イメージされてみえるんですか。

こども課長（酒向博英君） 先ほど申し上げました、子育ての実際にまだかかわってみえる当事者の方、それから幼稚園、保育園の運営にかかわってみえる方、それから先ほどちょっと抜けましたが、そうしたNPOも含めた地域で子育てのほうにかかわってみえる団体等の方、それに加えて、先ほど山根委員が言われた公募等の一般市民等も検討していく中で、そういった方々を交えた方が委員構成になるというふうに考えております。

委員（出口忠雄君） ありがとうございます。大体全体で何名ぐらいの規模を想定されてみえるんですか。

こども課長（酒向博英君） まだ人数については具体的にこちらのほうの案としては持って

おりませんが、ほかの自治体を見ますと、20名とか15名とか、そういった自治体によってばらつきはございます。

副委員長（山口正博君） 今の構成メンバーなんですけれども、主任児童委員という立場の方々も入れていかれるというお考えはありますか。

こども課長（酒向博英君） 子ども・子育てにかかわる方ということでございますので、入れるかどうかということはこの場ではお答えできませんが、候補にはなるというふうを考えております。

委員長（佐伯哲也君） ほかはよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、この件に関しては終了いたします。

続きまして、協議事項の2つ目、可児市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長（大澤勇雄君） 資料の2のほうを見ていただきたいと思います。

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

今般、改正は、地方税法の一部を改正する法律案が現在国会に提出されております。この国民健康保険税の条例の改正を平成25年度から適用するために、専決処分で条例の改正をお願いする次第でございます。

内容といたしましては、特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長等ということで、この特定世帯というのは、例えば夫婦の方で旦那様だけ先に後期高齢者、75歳以上になられて後期高齢者医療制度に移られます。そうしますと、奥様が国民健康保険に残られるというような形で、両方の制度にまたがるような世帯が発生するということでございます。そういった世帯については、まず 番目、国民健康保険税の軽減制度に係る特例ということでございまして、今ここには例としましては2割軽減の例が書いてございますが、夫婦1人当たりの合計人数の数がこの軽減制度には反映することになっております。これについては、特定世帯について、1世帯について、例えば今、後期高齢者医療制度に移られたとしても、お2人でカウントするというような形で、これを行うことについては期限を区切らない恒久措置とするということでございます。

もう1つは、世帯割の平等割に関することでございます。お2人で後期高齢者医療制度に行った場合に、世帯割が本来、例えば満額になりますと、それを今半額というように5年間の軽減措置がございました。これについて、今、軽減措置の割合を、現在の半分を4分の1としまして、3年間延長するということでございます。これはトータルとしますと、奥様と旦那様の年の差というか、8年ある方がここまで含まれるということになりますので、3年間の延長ということでございます。説明は以上でございます。

委員長（佐伯哲也君） それでは、この件に関しまして質疑を行います。

委員（川合敏己君） 8年を超えてしまった場合というのはどうなりますか。

国保年金課長（大澤勇雄君） 現在の法律の中では軽減措置はなくなります。

委員長（佐伯哲也君） ほかにございませんか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

この件に関しましては終了をいたします。

続きまして、協議事項の3つ目、（仮称）可児市豊蔵資料館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

郷土歴史館長（亀谷康隆君） それでは、協議事項の3の説明に入ります。

平成25年3月末をもって可児市に寄贈されます財団法人豊蔵資料館を、可児市が引き続き運営していくための必要事項を定める豊蔵資料館の設置及び管理に関する条例を制定しようとするもので、6月議会に上程を予定しております。

資料館の運営につきましては、寄贈後4月から9月まで一旦閉館をしまして、その間半年をかけて外壁の塗り直し等の補修、空調設備の新設工事、案内看板の設置工事などを行い、10月に再オープンを予定しております。

具体的な運営内容、条例案については、今後十分検討していきますが、今のところの運営方針について別紙資料に基づいて御説明をいたしたいと思います。

資料番号3をごらんいただきたいと思います。まず豊蔵資料館の現状であります。休館日は月曜から木曜日、年末年始となっております。したがって、開館日が金、土、日曜日の週3日となっております。次に開館時間ですけど、午前10時から午後4時までとなっております。人員については学芸員1名と事務員1名の2人体制となっております。表にもありますように、豊蔵資料館の現状どおりに10月再オープンをいたしまして、休館日、開館時間、人員配置などは現状のとおりとする予定となっております。

入館料につきましては、大人300円ということになっておりまして、可児郷土歴史館、兼山歴史民俗資料館との関係ですとか、他市の類似施設を参考にしながら、今後十分検討していきます。入館料を設定していきたいなというふうに考えております。以上です。

委員長（佐伯哲也君） それでは、この件に関しまして質疑を行います。

委員（山根一男君） どういう事情と申しますか、こういうふうになっているのかよく……。要するに現状維持、個人的にやられていたときと同じです。要するに市営になるわけですね。市営になっても同じというのは、何かしっかりと私的にはこないんですけども、曜日をふやしても人が来ないというようなことでしょうか。逆にこれを大々的に宣伝することによって、一気にこういったことについて全国から人が集まってくる。でも金、土、日曜日しかないというので本当にいいのかどうかというのは、ちょっとぴんこないんですけども、それをよく考察して上での、まだ決定ではないということですけども、ことなんでしょうか。市立となればやはり普通の施設と同じようにやって、週に1回ぐらいが休みになるけど、普通はやっているというふうに思われるのが普通だと思んですけども、これでいいのかというちょっと疑問です。予算のこととかいろいろとあるんでしょうけれども、その辺の事

情をもう少しお話しただけるとありがたいですけど。

郷土歴史館長（亀谷康隆君） 当然10月にオープンしますと、そういう声もあるかと思えます。ただ、ことし、平成25年度ですが、ちょうど豊蔵資料館のすぐ下にあります牟田洞窯の試掘調査が始まります。そういった発掘調査の成果を踏まえて、総合的に豊蔵資料館のあり方を検討いたしまして、その時期になって月曜日だけの休みにするかとかということ、開館日等について見直したいということ、今のところ考えております。以上です。

委員（山根一男君） ということは、今のところまだその辺の状況、社会的にどの程度注目を集めてくるかもわかりませんし、9月とか、直前になってから決めようというところではないでしょうか。

郷土歴史館長（亀谷康隆君） 9月に発掘調査を行うわけですが、その資料が発掘ですので時間がかかりますし、どんな成果があるかというのを、まとめるのにも時間がかかりますので、発掘が終わってすぐに見直すということはちょっとできないと思いますので、すぐに見直すということはないと思います。

委員（山根一男君） ということは、とりあえずこの曜日でオープンしておいて、いろんなところからもっとあけるよという話が出てきたら考えようと、そういうことでしょうか。

郷土歴史館長（亀谷康隆君） あけるよというような御意見というよりも、むしろトータル的に発掘成果も踏まえて、豊蔵資料館全体を考えて見直しをしたいということです。

教育委員会事務局長（籠橋義朗君） つけ加えですけれども、今、館長が説明したように、牟田洞窯を新年度発掘するということで、大変前評判の高い窯でありまして、ただし前評判は高いんだけど、どこまでの、どれだけの評判かというのが今後明らかになってくるということで、ちょうどほとんど同じ敷地内ですので、今回については従前どおりの運営を続けていきます。したがって、整備費においても、今入っていない空調をやるということで、大幅なりリニューアルということではありません。それは今後、窯の状況、評判、価値等が確定して、一体的に整備を再度将来することになるだろうというふうな見通しを持っております。以上です。

委員（山根一男君） そのあたり、可児市がこれから観光面でもこれをもし大きな柱と考えるのであれば、もう少し検討してもいいです。もちろん予算といいますか、将来的に考えて、曜日をふやすことが非常に大きなリスクとなるということも考慮しなきゃいけないかもしれませんが、せっかくことし、今年度予算の目玉でもあるかなと思ったときに、週に3回開いているだけというのではどうなのかという、ちょっと今思いました。ぜひ検討のほうよろしく願います。

委員長（佐伯哲也君） ほか、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、この件に関しましては終了いたします。

次に、事前通告質問がありますので、野呂委員のほうから高齢者に対する肺炎球菌ワクチン接種の取り組みについてということで、説明をお願いいたします。

委員（野呂和久君） 高齢者に対する肺炎球菌ワクチン接種の公費助成について質問をさせていただきます。

平成25年度の市長の施政方針の中にも、「高齢者の安気づくり」を1つ目の重点方針として取り組みますとあり、続けて主体的な健康づくり（自助）とあります。この自助の考え方として、平成25年度の予算方針では成人各種健康診査などにより病気を未然に防ぎますとあります。予防接種も病気を未然に予防する一つの方法であると考えます。この肺炎球菌ワクチンの1回の接種費用は、約6,000円から8,000円とされています。岐阜県下でも、医療費の削減と公費助成のバランスを見ながら、半額助成を実施している市町もあります。また、今回1人の民生委員からも助成をしてほしいとの声があり、質問として取り上げさせていただきました。答弁をよろしく申し上げます。

委員長（佐伯哲也君） 執行部の答弁を求めます。

健康増進課長（小池百合子君） では、事前質疑にありました質問に対してお答えさせていただきます。

肺炎球菌ワクチンの予防接種の効果についてという御質問についてですが、国立感染研究所の報告では、インフルエンザワクチンとの併用で肺炎球菌性肺炎の重症度及び死亡率の低下が見られ、また75歳以上で肺炎による入院が減少する相乗効果があると評価しております。

予防効果の期間については、研究所のデータには現在5年以上の予防効果に関して信頼できるものがないため、実際の感染防止効果の持続期間がどれだけなのか不明としています。しかし、海外データでは、1回の接種で5年間抗体価が持続すると報告されています。このことから、ワクチンの予防効果はあるものと推測されます。

次に、肺炎による各5年間の死亡者の推移ですが、保健所資料が平成22年度までの報告とされていますので、平成18年度から5年間の肺炎による死亡者を見ます。平成18年度が62名、平成19年度が64名、平成20年度が62名、平成21年度が57名、平成22年度79名で、5年間の平均は65名となっております。年齢別では65歳以上がほとんどを占めておりまして、そのうち80歳以上が70%を占めております。

肺炎球菌ワクチン接種費用の一部助成についてですが、助成については現在のところ考えておりません。その理由として2点申し上げます。

1点目は、成人用肺炎球菌ワクチンは任意予防接種になります。この任意予防接種には、健康被害が生じた場合、予防接種法に基づく救済制度がないことが理由の一つです。

2点目は、ワクチンの5年間有効とする効果について国が具体的に示していないことです。仮にワクチンを65歳以上全員、約2万人が接種するとしますと、1人3,000円助成すると約6,000万円の費用がかかります。極端な言い方をすれば、有効であるのかわからないワクチンに高額な費用を投入することになります。確実なワクチン効果が示されるまで様子を見たいと思います。

しかし、昨年5月に厚生科学審議会予防接種部会において、予防接種法の対象となるワクチンの追加として、小児肺炎球菌、ヒブワクチン、子宮頸がんワクチン、おたふく風邪、

水ぼうそう、成人用肺炎球菌の7ワクチンについて見直しが検討されております。その結果、成人用肺炎球菌ワクチンについては、現在の高齢者インフルエンザと同じ、個人予防目的で接種を行う二類疾病の定期接種に位置づけられました。小児肺炎球菌及びヒブ、子宮頸がんの3ワクチンについては、平成25年度には定期化になる予定です。成人用肺炎球菌についても定期化が近いと思われますので、国の動向を待ちたいと思います。以上です。

委員長（佐伯哲也君） では、この件に関しまして質問等ございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、この件に関しましても終了をいたします。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

その他、何かございましたらお願いいたします。

教育委員会事務局長（籠橋義朗君） 今年度事業ですけれども、建設中のばら教室KAN Iですが、この3月25日に完成をいたしまして、4月3日に内覧会を行う予定であります。また御案内のほうをさせていただきます。よろしく申し上げます。

内覧会については、寄附していただいた方を中心に開催をしていきたいと思っております。以上、報告です。

委員長（佐伯哲也君） ほか、今の件に対する質問、またほか何か御意見ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、これにて教育福祉委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時27分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年 3月15日

可児市教育福祉委員会委員長